

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成28年6月1日（平成28年（行個）諮問第86号）

答申日：平成28年10月27日（平成28年度（行個）答申第118号）

事件名：特定日付け三重行政評価事務所行政相談課から本人宛ての文書の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書1及び文書2に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決定については、文書1に記録された保有個人情報につき不開示としたことは妥当であり、文書2に記録された保有個人情報につき不開示としたことは結論において妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、中部運輸局長（以下「処分庁」という。）が行った平成25年4月25日付け中運総総第50号による不開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示決定を取り消し、本件請求保有個人情報の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 「別紙 平成19年5月28日付け三重行政評価事務所より審査請求人宛て「行政相談事案について（回答）」は記載内容に捏造や改ざんがあることから虚偽記載公文書である。

イ 平成19年4月9日特定事業者から提示を求めた「指定整備記録簿」については三重運輸支局決裁文書に明記してある一方、諮問庁が総務省の平成24年（行個）諮問第151号では「～同支局の回答内容が虚偽であり、誤っている資料等の存在を確認することができなかった。」等、事実と反する内容の記載がある。

ウ 結果として自動車分解整備事業者を監督する官庁がその職務を果たさず、特定事業者の処分を見逃すために総務省と国交省が結託して情報操作を行っているのだとしたら、保有個人情報の不開示決定処分を取り消し、開示を求めるのは国民の当然の権利である。

エ よって、中部運輸局長が平成25年4月25日付け中運総総第50号で審査請求人に対し行った保有個人情報の不開示決定処分を取り消し、開示する決定を求める。

(2) 意見書

ア 国土交通省（諮問庁）は、特定事業者が車検整備時に架空請求・詐欺をした被害者（審査請求人）に対し、次の行為をしてはならない。

(ア) 処分庁は、審査請求人に対し契約不履行・リアブレーキパッド整備代金架空請求・詐欺をした特定事業者を呼び出し書類調査・事情聴取（監査）を行った。処分庁と事業者は、平成17年2月車検時のブレーキパッドの交換は、指定整備記録簿から判断できたにもかかわらず支局長が審査請求人に対し支局としてどちらが正しいかは判断できないと言ったり、パッド部品番号からパッドの交換を実施しなかったことが判明した誤請求をしたと報告を行わせたり、監査により確認した法令違反を黙殺する行為。

(イ) 処分庁は、他の行政機関（総務省）に対し職務上の義務を果たさなかった三重運輸支局整備課の特定の職員に対する措置の回答を行わず運輸支局が架空請求をした特定事業者を呼び出し書類調査・事情聴取の結果は誤請求である旨を審査請求人に回報させて民事に介入させる行為。

(ウ) 諮問庁は、審査請求人から架空請求・詐欺をした特定事業者の監査を処分庁が行い確認した虚偽行為等を報告書に記載させず、行政処分に関する手続きに問題がある処分庁の指導・監督を要請しても処分庁から個別具体的に見解を求められた経緯がないと虚偽の理由を作り上げて職務上の義務を果たさなかった行為。

イ 平成20年8月以前の車検時に契約不履行・架空請求（リアディスクパッド部品代8,000円、交換技術代金2,877円）した特定事業者は、その後の調査においても審査請求人のみならず関係行政機関に対し事実と反する回答をしたと司法の場（平成21年3月12日）で審査請求人に認めて心から陳謝した。

(ア) 国土交通大臣は、違法行為を行う職員の懲戒処分及び職員の違法行為により人格権侵害・精神的な苦痛を被った審査請求人に心から陳謝せよ。

(イ) 総務大臣は、違法行為を行う職員の懲戒処分及び職員の違法行為により人格権侵害・精神的な苦痛を被った審査請求人に心から陳謝せよ。

ウ 虚偽の記載がある文書の開示を求める。

エ 諮問庁の決定に妥当性はない。今回の諮問事件も氏名不詳のお役人様たちが虚偽公文書を作成し行使している。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

- (1) 審査請求人は、法に基づき、処分庁に対して、別紙の1に掲げる文書1及び文書2に記録された保有個人情報（本件請求保有個人情報）の開示を求めたものである。
- (2) 本件開示請求を受けて、処分庁は、開示請求書の記載事項では開示請求に係る保有個人情報の特定ができないため、法13条3項の規定に基づき審査請求人に補正を求めたものの、審査請求人からの回答では開示請求に係る保有個人情報の特定ができなかったため、平成25年4月25日付け中運総総第50号による不開示決定（原処分）を行った。
- (3) これに対し、審査請求人は、国土交通大臣に対し、原処分を取り消し、開示請求した保有個人情報の開示を求めて本件審査請求を提起した。

2 原処分に対する諮問庁の考え方について

上記第2の2(1)のとおり、審査請求人は原処分における文書特定について不服を述べていると解されることから、以下、その点について検証する。

(1) 文書1について

処分庁によると、別紙の1に掲げる文書1は、審査請求人が別件開示請求の際に開示請求書の参考として添付された別紙の2に掲げる文書①が該当すると考えられたが、開示請求書に記載された開示を求める文書の前提となる記載に、事実と相違する記載があったことから、当該記載部分の補正がなされた場合、文書①を開示することが可能である旨教示し、法13条3項に基づき、相当の期間を定めて開示請求書の補正を求めた。

同補正の求めに対し、上記補正を求めた部分について補正がなされなかったため、不開示決定を行った。

相当の期間を定めて補正を求めたにもかかわらず、開示請求書の不備が補正されないとして、当該開示請求に対して開示しない旨の決定を行ったことは妥当であるとする。

(2) 文書2について

処分庁によると、別紙の1に掲げる文書2は、審査請求人が平成19年3月14日に三重運輸支局に自動車ユーザー相談事案として相談に来庁した際に提出された別紙の2に掲げる文書②が該当すると考えられたため、当該記載部分の補正がなされた場合、文書②を開示することが可能である旨教示し、法13条3項に基づき、相当の期間を定めて開示請求書の補正を求めた。

同補正の求めに対し、審査請求人は平成19年4月9日に特定事業者から提示を求めた「指定整備記録簿」の開示を求めるとの回答があった

が、同日に特定事業者から提示を求めた「指定整備記録簿」は保有していないため、不開示決定を行った。

相当の期間を定めて補正を求めたにもかかわらず、開示請求書の不備が補正されないとして、当該開示請求に対して開示しない旨の決定を行ったことは妥当であると考えます。

なお、本審査請求を受け、念のため処分庁に対し、改めて平成19年4月9日に特定事業者から提示を求めた「指定整備記録簿」の文書が存在しないか、倉庫、執務室、書架、机等の探索を指示したが、文書の存在は確認できなかった。

(3) 口頭意見陳述による主張について

審査請求人より、口頭意見陳述の申し立てがあったため、申立人に対して口頭で意見を述べる機会を設けた。口頭意見陳述による主張はおおむね以下のとおりである。

ア 私は何も言うことはありません。参考人の意見陳述を聞きたい。

イ 開示請求をすると虚偽記載はない。質問書を出しても回答がない。

補正書を書いてこいと言われ、補正書に回答しなかったら、不開示にされる。

3 結論

以上のことから、保有個人情報を特定できないとして、保有個人情報の開示をしない旨の決定を行った原処分は妥当であると考えます。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年6月1日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年7月6日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同年9月26日 審議
- ⑤ 同年10月25日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、別紙の1に掲げる文書1及び文書2に記録された保有個人情報（本件請求保有個人情報）の開示を求めるものである。

処分庁は、本件請求保有個人情報について、本件開示請求書に記載された文書名では本件請求保有個人情報（請求文書）の特定が不十分であるとして補正通知書を送付して文書特定を求めたが、審査請求人からの回答では本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の特定ができなかったため、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、原処分を取り消し、本件対象保有個人情報の開示を求め

るとしているところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

- (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象保有個人情報（対象文書）の特定ができないと判断した経緯・事情等について改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 文書1について

開示請求書には、開示請求の前提として三重行政評価事務所に行政相談を申し出た経緯や過去の諮問事件の内容を記載した上、開示を求める文書として「行政文書開示請求書（平成20年3月28日付け）により開示を求め中部運輸局長名により中部運輸局総務部総務課職員Cが開示した平成19年5月28日付け回答文書。だとしたならば、上記文書は諮問庁：総務省 平成24年（行個）諮問第151号に記載してあるとおり「以上を踏まえると、平成19年5月28日回答文書については、改ざん・捏造された虚偽記載公文書には該当しないと判断できる。」と記載されていた。前提としての記載や文書名に続く「だとしたならば」以下の記載が請求文書の特定にいかなる意味を持つのか不明であったが、開示を求める平成19年5月28日付け回答文書は、中部運輸局において保有している別紙の2に掲げる文書①と思われたので、文書①であれば開示可能である旨教示して請求文書を特定するよう補正を求めた。この求補正に対する審査請求人の回答は別紙の1に掲げる文書1のとおりであり、文書名は文書①と同一としたものの、文書名に続く記載について「改ざん・捏造された虚偽記載公文書には該当しないと判断できる。」から「改ざん・捏造された虚偽記載公文書には該当すると判断できる。」へと変更した。この変更がいかなる意味を持つのか不明であるが、わざわざ変更していることからすると、審査請求人が開示を求める文書1は、文書①ではなく、別の文書であるとも考えられ、結局、いかなる文書の開示を求めているのか判然とせず、文書の特定ができないと判断し、不開示決定を行った。

イ 文書2について

開示請求書には、開示を求める文書として「平成17年2月車検時に整備概要欄に不備があった指定整備記録簿」と記載されていたところ、請求内容からすると中部運輸局において保有している別紙の2に掲げる文書②と思われたので、文書②であれば開示可能である旨教示して補正を求めた。しかしながら、審査請求人からの回答は、別紙の1に掲げる文書2のとおり、「平成19年4月9日事業者から提示を求めた「指定整備記録簿」の開示を求めるというものであった。

処分庁は、平成19年4月9日に特定事業者から事情聴取を行った事実はあるが、同日、同事業者から提出された書類はなく、また、同事業者から提示された書類があったとの記録も残っていないため、結局、審査請求人が開示を求める文書は特定できないと判断し、不開示決定を行った。

本審査請求を受け、念のため処分庁に対し、改めて平成19年4月9日に特定事業者から提示を求めた「指定整備記録簿」が存在しないか、倉庫、執務室、書架、机等の探索を指示したが、文書の存在は確認できなかった。

(2) 上記(1)の諮問庁の説明を踏まえ、以下、検討する。

ア 文書1について

(ア) 当審査会において本件開示請求書及び補正回答書の記載を確認したところ、諮問庁が上記(1)アで説明するとおり、開示請求書には開示を求める文書名に続いて、「改ざん・捏造された虚偽記載公文書には該当しないと判断できる。」との記載が見られるところ、補正回答書では、文書名は文書①と同一としたものの、文書名に続く記載については、「改ざん・捏造された虚偽記載公文書には該当すると判断できる。」に変更されたことが認められる。

(イ) このような開示請求書及び補正回答書の記載からすると、審査請求人が開示を求める文書1は、文書①ではなく、別の文書であるとも考えられ、結局、いかなる文書の開示を求めているのか判然とせず、文書の特定ができないと判断したとの諮問庁の説明は首肯することができる。

(ウ) したがって、文書1に記録された保有個人情報について、その特定ができず、開示請求に形式上の不備があると認められるので、不開示とした原処分は妥当である。

イ 文書2について

(ア) 本件開示請求書及び補正回答書の記載をみると、補正の経緯は諮問庁が上記(1)イで説明するとおりであり、審査請求人が開示を求める文書2は、補正回答書に記載された「平成19年4月9日事業者から提示を求めた「指定整備記録簿」と認められるところ、中部運輸局においてこれを保有していないとする諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

(イ) したがって、中部運輸局において文書2を保有しているとは認められないので、文書2に記録された保有個人情報につき、形式上の不備があるとして不開示とした原処分については、不存在による不開示決定をすべきであるが、原処分を取り消して再度不開示決定を

する実益はないので、結論において妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

本件は、審査請求から諮問までに約3年を経過しており、「簡易迅速な手続」による処理とはいい難く、本件請求保有個人情報の不開示理由からしても、審査請求から諮問までにそれほど長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における諮問に当たって、迅速かつ的確に対応することが望まれる。

5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決定について、文書1に記録された保有個人情報の開示請求には形式上の不備があると認められるので、不開示としたことは妥当であり、中部運輸局において文書2を保有しているとは認められないので、文書2に記録された保有個人情報につき不開示としたことは結論において妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別紙

1 本件請求保有個人情報（以下の文書に記録された保有個人情報）

平成19年4月5日、審査請求人は特定事業者に対する三重運輸支局整備課職員A及び職員Bが公務員として職務上の義務を果たさず、相談者に暴言を浴びせた対応に対し、三重行政評価事務所調整官に行政相談を申し出た。

ところで、諮問庁：総務省 平成24年（行個）諮問第151号には、三重行政評価事務所から審査請求人への行政相談事案回答文書（平成19年5月28日）に関し「念のため、諮問庁では、三重行政評価事務所を通じて三重運輸支局から事情を聴取したが、同支局では、事実関係等と異なる虚偽の回答をしていないとしている。

また、三重行政評価事務所を通じて三重運輸支局の協力を得て同支局の関係ファイル等を探索したが、同支局の回答内容が虚偽であり、誤っている資料等の存在を確認することはできなかった。」

また、諮問庁：国土交通省 平成23年（行個）諮問第149号には特定事業者に対する行政処分等に対しては処分基準に則り適正に処理されたが、審査請求人は特定事業者に対する行政処分等が軽く三重運輸支局の職員が怠慢であると非難して、本件を含め複数の情報公開請求及び保有個人情報公開請求を行った。

上記行政相談に関する下記の一連文書を開示願いたい

文書1 別紙 平成19年5月28日付け三重行政評価事務所行政相談課から審査請求人あて文書「行政相談事案について（回答）」

だとしたならば、上記文書1は諮問庁：総務省 平成24年（行個）諮問第151号に記載してあるとおり「以上を踏まえると、平成19年5月28日回答文書については、改ざん・捏造された虚偽記載公文書には該当すると判断できる。」

文書2 平成19年4月9日事業者から提示を求めた「指定整備記録簿」

2 中部運輸局で保有している文書

文書① 別紙 平成19年5月28日付け三重行政評価事務所行政相談課から審査請求人あて文書「行政相談事案について（回答）」

文書② 平成19年3月に審査請求人から提出された「指定整備記録簿」